

○沖縄県警察鑑識鑑定官制度実施要綱の制定について

(平成17年3月24日沖例規鑑第2号)

改正平成30年7月4日沖例規鑑第4号

沖縄県警察鑑識鑑定官制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、指掌紋又は足痕跡の鑑定(対照を含む。以下同じ。)業務に従事する職員のうち、一定の条件を満たすものを鑑識鑑定官として指定し、その職責を自覚させるとともに鑑定技術の向上を図り、もって公判に耐え得る緻密な鑑定業務を推進することを目的とする。

第2 鑑識鑑定官の種別

鑑識鑑定官の種別は、指掌紋又は足痕跡の鑑定業務に関し、それぞれ主任鑑定官、鑑定官及び鑑定員とする。

第3 鑑識鑑定官の任務

1 鑑識鑑定官は、刑事部鑑識課長(以下「鑑識課長」という。)の命を受け、次に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) 指掌紋又は足痕跡の鑑定を行うこと。
- (2) 鑑定結果を鑑識鑑定官相互で点検すること。
- (3) 当該鑑定に係る公判廷での対応を行うこと。
- (4) 鑑定に係る手法等の研究に努め、技術の向上を図ること。

2 主任鑑定官は、1に規定する任務のほか、次に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) 鑑定官及び鑑定員が行う鑑定の指導並びに鑑定結果の確認を行うこと。
- (2) 所属職員に対し鑑定に関する指導教養を行うこと。

第4 鑑識鑑定官の指定

1 鑑識鑑定官の指定は、鑑識課長の推薦に基づき、警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。この場合において、2に規定する推薦基準を満たす者が複数あるときは、複数の鑑識鑑定官を指定することができるものとする。

2 鑑識課長は、刑事部鑑識課に所属する職員の中から、次に掲げる主任鑑定官、鑑定官及び鑑定員の推薦基準を満たすものを選考し、鑑識鑑定官推薦書(様式第1号)により本部長に推薦するものとする。

(1) 主任鑑定官

鑑定の経験(指掌紋又は足痕跡の鑑定のうち、一つの業務に係る経験をいう。以下同じ。)を通算して10年以上有する者で、かつ、警察庁科学警察研究所法科学研修所(以下「法科学研修所」という。)の鑑定技術専攻科を修了したもの

(2) 鑑定官

鑑定の経験を通算して5年以上有する者で、かつ、法科学研修所の鑑定技術現任科を修了したもの

(3) 鑑定員

鑑定の経験を通算して3年以上有する者で、かつ、法科学研修所の鑑定技術養成科又は鑑定技術現任科を修了したもの

- 3 本部長は、鑑識鑑定官を指定するときは、当該職員に鑑識鑑定官指定書（様式第2号）を交付するものとする。

第5 鑑識鑑定官の指定解除

- 1 鑑識課長は、鑑識鑑定官が長期疾病、心身の故障等によりその任務が遂行できないと認めるときは、その旨本部長に報告するものとする。
- 2 本部長は、1の規定による報告を受けたときは、当該鑑識鑑定官の指定を解除するものとする。
- 3 鑑識鑑定官が人事異動により配置換えとなった場合又は退職等により離職した場合は、2の規定にかかわらず、当該鑑識鑑定官の指定を解除したものとみなす。

第6 指定経過等の記録

鑑識課長は、鑑識鑑定官指定簿（様式第3号）を備付け、鑑識鑑定官の指定及び解除の経過を明らかにしておくものとする。

第7 鑑識課長の責務

鑑識課長は、鑑識鑑定官の鑑定の技術の向上及び鑑識鑑定官に対する公判廷での対応に関する指導教養に努めなければならない。

第8 簿冊等の保存期間

この要綱に定める簿冊等の保存期間は、次表のとおりとする。

次表は省略

第9 鑑識鑑定官の位置付け

- 1 鑑識鑑定官は、本制度により指定された職員に対する制度運用上の名称であり、「沖縄県警察の組織に関する訓令」（昭和47年沖縄県警察本部訓令第1号）及び「沖縄県警察一般職員の職に関する訓令」（昭和47年沖縄県警察本部訓令第18号）の規定による職の位置付けとは性格を異にするものである。
- 2 第3の2に主任鑑定官の任務について規定したが、主任鑑定官、鑑定官及び鑑定員の間に職務上の上下関係はなく、主任鑑定官に一般的な指揮監督権はないものとする。